

地域密着型サービスの利用基準の改正について



1 地域密着型サービスの利用基準の改正

地域密着型サービスを利用するには、東広島市の被保険者であることが前提となります。この中で、転入者の取扱いについては、「地域密着型サービスの利用基準について」で定めていました。

この度、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の利用における被保険者要件を次のとおり改正します。

(1) 改正内容

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の利用にあたっては、原則「東広島市に住所をおくこととなった日から3か月以上経過した者」（特段の事情がある場合はこの限りでない）としていました。

これを「東広島市に住所をおくこととなった日」から利用できるものとしします。

(2) 改正日（適用開始日）

令和6年4月1日から

2 地域密着型サービスの利用における被保険者要件

サービス種別	改正前	改正後
認知症対応型共同生活介護	転入日から3か月以上経過後	変更なし
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	転入日から3か月以上経過後	変更なし
小規模多機能型居宅介護	原則、転入日から3か月以上経過後	転入日から利用可能
看護小規模多機能型居宅介護	原則、転入日から3か月以上経過後	転入日から利用可能
地域密着型通所介護	転入日から利用可能	変更なし
認知症対応型通所介護	転入日から利用可能	変更なし
地域密着型通所介護	転入日から利用可能	変更なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	転入日から利用可能	変更なし